

# 自転車向け保険

Joy-e<sup>ジョイエ</sup> 傷害保険 自転車向けプラン



日新火災

積立日常生活傷害補償保険

ご契約タイプ JA7 追加版

2019年10月改定



掛捨てじゃない

3年後に  
**5万円**が  
戻ってくる!



安心の  
示談交渉サービス付き

日常生活における賠償事故  
最大**2億円**まで  
補償のプランも  
ご用意!



日新火災の傷害保険

高額賠償への  
備えは  
大丈夫ですか?

自転車事故を起こした加害者に  
約**9,500万円**の  
賠償命令の例も!

両車  
を同  
交通  
り安  
た運  
れば  
併せ  
備え  
向工



保険料は  
月々  
**3,000円**から



\*ジョイエ傷害保険自転車向けプランはペットネームです。正式名称は、積立日常生活傷害補償保険です。

## 1 日常生活における賠償事故を最大2億円まで補償

示談交渉サービス付き

自転車による事故



自転車事故の加害者が  
1億円近い  
損害賠償責任を  
負う事例も!

事例① 賠償金額 **9,521万円**

小学生(11歳)が夜間、帰宅中に自転車で走行中、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨を骨折し、意識が戻らない状態となった。  
(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

事例② 賠償金額 **9,266万円**

高校生が昼間、歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた会社員(24歳)と衝突。会社員に重大な障害(言語機能の喪失など)が残った。  
(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)

日常生活における偶然な事故も補償



散歩中、犬が通行人を噛んでケガをさせてしまった。



洗濯機のホースから漏水し、下の階の天井クロスや壁紙を汚損させてしまった。

※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

※事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故に係る損害賠償請求権者(被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

## 2 日常生活におけるケガを24時間補償

交通事故によるケガは倍額補償!

自転車による事故

スピードが出ていると  
大ケガをすることも!



自転車で帰宅の際、自宅の前の縁石に前輪がぶつかり転倒。骨折してしまった。

交通事故も補償



横断歩道を渡っている途中、自動車に衝突され骨折した。

日常生活における偶然な事故も補償



スキー中に転倒し、捻挫してしまった。



自宅でお子さまが段差につまづきケガをした。

## 3 うれしい満期返れい金 3年後の満期時に戻ってきます!

満期返れい金 **50,000円**



※死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、その時点でご契約が終了しますので満期返れい金はお支払いしません。



被保険者(補償の対象となる方)の範囲 被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

ご契約の型式	被保険者の範囲		
	本人(注1)	配偶者(注2)	本人または配偶者の同居の親族(注3)・別居の未婚(注4)のお子さま
本人型	○	×	×
夫婦型	○	○	×
家族型	○	○	○

(注1) 保険証券の本人欄に記載の方となります。

(注2) 本人の配偶者をいいます。以下同様とします。

(注3) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。ただし配偶者を除きます。

(注4) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

ケガの補償

①本人 ②配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子 ④未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等(本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または②③のいずれかに該当する被保険者が責任無能力者である場合。ただし、本人または責任無能力者に関する事故に限ります。) ⑤本人の親権者の同居の親族または別居の未婚の子(本人が未成年者である場合)

# Joy-e傷害保険 自転車向けプラン

保険期間 **3年** 保険料 **月払**

被保険者  
本人の年齢 **満64歳以下**

## 本人型

保険期間の始期日時点において被保険者本人の年齢が満15歳以上の方がご加入いただけます。

ご契約タイプ		JA1 <sup>(注5)</sup>	JA2 <sup>(注5)</sup>	JA7
ケガの補償 本人	死亡・後遺障害	556万円	1,112万円	430万円
	入院日額	3,500円	7,000円	4,000円
	通院日額	1,000円	2,000円	1,300円
		交通事故は2倍	交通事故は2倍	交通事故は2倍
賠償責任	個人賠償	1億円		1億円
	保管物賠償	10万円(自己負担額:5,000円)		10万円(自己負担額:5,000円)
満期返れい金		50,000円		50,000円
1回分保険料		3,000円		3,000円

(注5) 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の同意が必要です。

## 夫婦型

ご契約タイプ		JA3	JA4
ケガの補償 本人	死亡・後遺障害	170万円	340万円
	入院日額	2,000円	4,000円
	通院日額	800円	1,600円
		交通事故は2倍	交通事故は2倍
ケガの補償 配偶者	死亡・後遺障害	170万円	340万円
	入院日額	2,000円	4,000円
	通院日額	800円	1,600円
		交通事故は2倍	交通事故は2倍
賠償責任	個人賠償	1億円	
	保管物賠償	10万円(自己負担額:5,000円)	
満期返れい金		50,000円	
1回分保険料		3,490円	

## 家族型

ご契約タイプ		JA5	JA6
ケガの補償 本人	死亡・後遺障害	150万円	300万円
	入院日額	1,200円	2,400円
	通院日額	600円	1,200円
		交通事故は2倍	交通事故は2倍
ケガの補償 配偶者	死亡・後遺障害	150万円	300万円
	入院日額	1,200円	2,400円
	通院日額	600円	1,200円
		交通事故は2倍	交通事故は2倍
ケガの補償 親族	死亡・後遺障害	144万円	288万円
	入院日額	1,200円	2,400円
	通院日額	600円	1,200円
		交通事故は2倍	交通事故は2倍
賠償責任	個人賠償	1億円	
	保管物賠償	10万円(自己負担額:5,000円)	
満期返れい金		50,000円	
1回分保険料		3,500円	

※すべてのプランに「交通傷害危険による保険金2倍支払特約」および「個人賠償責任危険補償特約」が自動的にセットされます。

※団体・グループでの契約をご希望の場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

賠償責任に関する補償の重複について

ご契約にあたっては、賠償責任に関する補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。



- \* ご契約の際、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額などの保険金額・保険金の支払条件等を制限させていただくことがあります。
- \* 被保険者本人の年齢が保険期間の始期日時点において満64歳以下の方がご加入いただけます。JA1、JA2タイプは保険期間の始期日時点において満15歳以上満64歳以下の方がご加入いただけます。あらかじめご承知おきください。
- \* 次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額(2倍後の金額で判断します。なお、他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。)が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。
  - ・ 被保険者の年齢が保険期間の始期日時点で満15歳未満の場合
  - ・ 保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意(署名)がない場合

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

国内外において、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ\*1に対して、下記①～⑤の保険金をお支払いします。

①死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、同一保険年度*2内に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。			
②後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額×4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は、保険年度ごとに死亡・後遺障害保険金額が限度となります。			
③入院保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、180日を限度に入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。			
④手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。			
	<table border="1"> <tr> <th>ア.入院中に受けた手術の場合</th> <th>イ.ア.以外の手術の場合</th> </tr> <tr> <td>手術保険金の額＝ 入院保険金日額×10倍</td> <td>手術保険金の額＝ 入院保険金日額×5倍</td> </tr> </table>	ア.入院中に受けた手術の場合	イ.ア.以外の手術の場合	手術保険金の額＝ 入院保険金日額×10倍
ア.入院中に受けた手術の場合	イ.ア.以外の手術の場合			
手術保険金の額＝ 入院保険金日額×10倍	手術保険金の額＝ 入院保険金日額×5倍			
⑤通院保険金	ただし、1回の事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。			
⑤通院保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合に、30日*3を限度に、通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。			

基本補償

交通傷害危険による保険金2倍支払特約

国内外において、被保険者が次のような事故によって被ったケガに対して、基本補償①～⑤の各保険金は2倍の額をお支払いします。

- 交通乗用具\*との接触、衝突等の交通事故
  - 交通乗用具に乗っている間の事故
  - 駅などの改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
  - 交通乗用具の火災
- \*自動車、電車、航空機、船舶、エスカレーター等を言います。以下同様とします。

個人賠償責任危険補償特約

国内外において被保険者がア.またはイ.の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金、争訟費用などを補償します。

ア.個人賠償責任

日常生活における偶然な事故または住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

イ.保管物賠償責任

他人からの借用財物を損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、自己負担額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額を、1回の事故につき10万円を限度に保険金をお支払いします。

示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。

- 国外で発生した事故の場合
- 被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合
- 損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が国内に所在しない場合 など

特約(オプション)

保険金をお支払いしない主な場合

- 疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など)
- 妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ
- 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないケガ
- ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、フリークライミング(スポーツクライミング\*4を除きます。)などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ
- オートバイ・自動車競走選手、自転車競走選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ など

▲ 保険金は健康保険、労災保険、生命保険などとは関係なくお支払いします。

- ※1 日射または熱射による熱中症状および有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- ※2 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。
- ※3 「通院保険金支払限度日数変更特約」がセットされ、90日となることがあります。
- ※4 登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

- 職務として交通乗用具への荷物等の積込み作業、交通乗用具からの荷物等の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等の整理作業に従事中にその作業に直接起因する事故
- 職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中にその作業に直接起因する事故 など

ア.イ.共通

- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

ア.個人賠償責任

- 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

イ.保管物賠償責任

- 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的的事故
- 自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害 など

【保管物賠償責任の対象とならない主なもの】

通貨・預貯金証書・貴金属、自動車・原動機付自転車、動物・植物等の生物、建物、山岳登山等の危険なスポーツを行っている間のその運動のための用具 など

- \*被保険者がご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除(その被保険者に係る部分に限ります。)を求めることができます。
- \*このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照いただくか、取扱代理店または弊社にご照会ください。
- \*この保険には、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。
- \*弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。
- \*保険商品の内容をご理解いただくための事項や特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。
- \*保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください(団体扱・集団扱を除きます。)。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご連絡ください。
- \*法人が積立型保険のご契約者となる場合は、自己資金でのご契約に限らせていただきます。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)  
 お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00～17:00(土日祝除く)]  
 ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万ー事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474  
 24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。